

氏名 _____

令和7年3月4日実施 関東運輸局法令試験問題
(特定指定地域・京浜交通圏)
解答用紙

I

| | | | | | | | | | |
|----|--|----|--|----|--|----|--|----|--|
| 1 | | 2 | | 3 | | 4 | | 5 | |
| 6 | | 7 | | 8 | | 9 | | 10 | |
| 11 | | 12 | | 13 | | 14 | | 15 | |
| 16 | | 17 | | 18 | | 19 | | 20 | |
| 21 | | 22 | | 23 | | 24 | | 25 | |
| 26 | | 27 | | 28 | | 29 | | 30 | |
| 31 | | 32 | | 33 | | 34 | | 35 | |
| 36 | | 37 | | 38 | | 39 | | 40 | |

II

| | | | | | | | | | |
|----|--|----|--|----|--|----|--|----|--|
| 41 | | 42 | | 43 | | 44 | | 45 | |
|----|--|----|--|----|--|----|--|----|--|

令和7年3月4日 関東運輸局法令試験問題
(特定指定地域・京浜交通圏)

- (注意事項) 1 本試験問題については、特段の指示がない限り、令和6年9月1日現在で施行されている法令等に基づくものとする。
2 本試験問題中「タクシー」とあるのは、タクシー業務適正化特別措置法の問題を除き、「一般乗用旅客自動車運送事業用自動車」とする。

I 次の1から40までの文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- 1 業務記録の保存期間は1年間となっています。
- 2 個人タクシー事業の譲渡及び譲受が終了した場合、その旨を届け出なければなりません。
- 3 個人タクシー事業者がタクシー業務適正化特別措置法に違反したときは、当該事業の許可を取り消されることがあります。
- 4 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、その服装について遵守しなければならない規定はありません。
- 5 個人タクシー事業者が許可期限を更新しようとする場合、当該許可期限の満了後1月以内に更新申請書を提出しなければなりません。
- 6 運賃及び料金の収受に関する事項については、事業計画に定める必要はありません。
- 7 個人タクシー事業者は、適正化事業実施機関（東京地域は公益財団法人東京タクシーセンター、横浜地域は一般財団法人神奈川タクシーセンター）からの通知に従って、納付期限までに負担金を納付しなければなりません。納付期限までにその負担金を納付しないときは、延滞金を納付する義務を負います。

- 8 個人タクシー事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情の申出を受け付けた場合、一定の事項を記録し、かつ、その記録を半年間保存しなければならないことが定められています。
- 9 旅客自動車運送事業者に対しては、自動車事故を起こしたときは、事故の程度を問わず、全ての事故について、自動車事故報告規則の規定に基づく報告書の提出が義務づけられています。
- 10 「事故の原因」は、事業用自動車に係る事故が発生した場合に記録しなければならない事項の1つです。
- 11 個人タクシー事業者は、使用している事業用自動車が故障等により使用できなくなった場合、一時的に自家用自動車を使用して、事業を行うことができます。
- 12 個人タクシー事業者が、一個の契約により営業区域外から旅客2名を乗車させ、運送途中、営業区域外で旅客1名が下車しその後残った旅客を営業区域内まで運送したが、この行為は道路運送法違反になります。
- 13 個人タクシー事業者は、経営する個人タクシー事業に係る営業区域が存する区域を管轄する地方運輸局長に対して、事業年度の経過後百日以内に、事業報告書を提出する義務があります。
- 14 個人タクシー事業の自動車車庫について、その位置に変更がないものの、収容能力が5㎡大きくなりました。この場合、事業計画変更の手続きが必要です。
- 15 道路運送法には運送の引受義務が規定されていますが、個人タクシー事業者は認可を受けている運送約款によらない運送の申込みを受けた場合には、当該運送の引受けを拒絶することができます。
- 16 個人タクシー事業者の運送約款には、事業の休止に関する事項を定めなければなりません。
- 17 自動車点検基準に規定する日常点検基準においては、タクシーのブレーキについては、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行えばよいこととなっています。

- 1 8 タクシー業務適正化特別措置法の目的には、利用者の利便の確保に資することはありません。
- 1 9 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、運賃及び料金の収受に関し、旅客が乗車する際にその支払いを求めることが規定されています。
- 2 0 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供してはなりません。また、運送の途中において当該事業用自動車に故障が発生した場合に、旅客の運送を容易に継続することができるときであっても、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供することはできません。
- 2 1 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款において、一般乗用旅客自動車運送事業者は、道路の損壊により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたとき、これによって旅客が受けた損害を賠償する責任を負うものと定められています。
- 2 2 旅客自動車運送事業運輸規則は、輸送の安全を図ることを目的の一つとしています。
- 2 3 道路運送車両法の規定では、自動車の乗車定員が、保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合しなければその自動車を運行の用に供することができません。
- 2 4 道路運送法の規定により、国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車で一般乗用旅客自動車運送事業を営することはできません。
- 2 5 個人タクシー事業者は、過労防止のため、乗務時間について予め管轄の運輸支局長に報告しなければなりません。
- 2 6 運転者が交通状況を確認するために必要な視野が確保できていると考えられる場合であっても、自動車の前面ガラスに貼り付けられるものには制限があります。

- 27 個人タクシー事業者が、第二種運転免許に係る運転免許証の有効期限を更新したときには、直ちに個人タクシー事業者乗務証の記載事項の訂正を受けなければなりません。
- 28 営業区域内において運送の申込みがあった際、旅客から指示された目的地までの経路がわからない場合には、旅客にその旨を説明し、当該運送の引受けを拒絶してもよいことが道路運送法に規定されています。
- 29 地理不案内な場所を空車走行する場合、タクシー運転者には、「回送板」の掲出が義務付けられています。
- 30 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者は、個人タクシー事業の許可を受けることができません。
- 31 道路運送車両法において、旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の自動車検査証の写しを営業所に掲示する義務があります。
- 32 個人タクシー事業者は、タクシーに自ら乗務する時の運行が旅客の運送を目的としない場合は、タクシー業務適正化特別措置法に基づく個人タクシー事業者乗務証を当該タクシーに表示しなくてもよいこととなっています。
- 33 一般乗用旅客自動車運送事業者が事業の廃止をしようとするときは、その三十日前までに、その旨の届出を行わなければなりません。
- 34 旅客自動車運送事業等報告規則に定める実車率算出に係る算式は「実車キロ÷走行キロ×100」です。
- 35 一般乗用旅客自動車運送事業者は、自動車事故報告規則に規定する事故が発生した場合にあっては、自動車事故報告書を提出すれば、事故の記録をする必要はありません。
- 36 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当しません。

- 37 旅客自動車運送事業者は、旅客の現在する事業用自動車では、危険物（旅客自動車運送事業運輸規則で規定されているもの）を運搬してはなりません。
- 38 個人タクシー事業者は、旅客との間に運賃又は料金に関する特約がある場合に限り、旅客に対し、収受した運賃又は料金の割戻しをすることができます。
- 39 時間制運賃は、営業所（無線基地局を含みます。）において時間制運賃によるあらかじめの特約がある場合に適用します。
- 40 個人タクシー事業者は、旅客を運送中に運行を中断したときは、当該旅客を出発地まで送還するなどの適切な処置により旅客を保護しなければなりません。

II 次の条文の41から45までの（ ）内に入る正しい字句を下欄から選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

(旅客自動車運送事業運輸規則)

第十九条の二 旅客自動車運送事業者は、(41)により生じた(42)の生命、身体又は(43)の損害を(44)するための措置であつて、国土交通大臣が告示で定める(45)に適合するものを講じておかなければならない。

| | | |
|------------|-------------|-------|
| ア 天災その他の事故 | イ 賠償 | ウ 財産 |
| エ 基準 | オ 防止 | カ 物品 |
| キ 旅客その他の者 | ク 事業用自動車の運行 | ケ 乗務員 |
| コ 事項 | | |

令和7年3月4日実施 関東運輸局法令試験問題
 (特定指定地域・京浜交通圏) 模範解答

※ この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策室にて判断・作成したものです。運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

なお、実物の解答用紙の様式は用紙がB4サイズ縦で横10マスの4行ですが、A4サイズだと窮屈なので従来通り5マス8行のままにしています。

I

| | | | | | | | | | |
|----|---------------|----|-------------|----|----------|----|------------|----|------------|
| 1 | ○ 輸25 | 2 | ○ 運施66 | 3 | ○ 特52 | 4 | × 輸50 | 5 | × 期限更新 |
| 6 | ○ 運施4 | 7 | ○ 特37 | 8 | × 輸3 | 9 | × 事故2+3 | 10 | ○ 輸26-2 |
| 11 | × 運78 | 12 | × 運20 | 13 | ○ 報告2 | 14 | ○ 運15ほか | 15 | ○ 運13 |
| 16 | × 運38+運施12 | 17 | × 点検別表 | 18 | × 特1 | 19 | × 約款6 | 20 | × 輸43 |
| 21 | × 約款9 | 22 | ○ 輸1 | 23 | ○ 車42 | 24 | ○ 運3 | 25 | × 輸21 |
| 26 | ○ 保安29 | 27 | ○ 特施31 | 28 | × 運13 | 29 | × 輸50 | 30 | ○ 運7 |
| 31 | × 車66 | 32 | ○ 特46 | 33 | ○ 運38 | 34 | ○ 報告様式 | 35 | × 輸26-2 |
| 36 | ○ 運2 | 37 | ○ 輸14+49 | 38 | × 運10 | 39 | ○ 運賃制度 | 40 | ○ 輸18 |

II

| | | | | | | | | | |
|----|---|----|---|----|---|----|---|----|---|
| 41 | ク | 42 | キ | 43 | ウ | 44 | イ | 45 | エ |
|----|---|----|---|----|---|----|---|----|---|

■ 新型設問はありません。句読点や送り仮名・ひらがな・カタカナの違いは既出扱いです。